

ともに目指す！産地強化支援事業費補助金交付要綱

制 定 令和 6 年 3 月 22 日付第 202400001326 号
最終改正 令和 8 年 10 月 7 日付第 202600150302 号
鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和 3 2 年鳥取県規則第 2 2 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき、ともに目指す！産地強化支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第 2 条 本補助金は、市町村が策定する農業の生産額拡大や地域の担い手育成などを目指した取り組みについての振興計画（以下「プラン」という。）の実現を支援することにより、地域農業の活性化や農業生産 1 千億円達成に向け本県農業をリードする主要品目について一層の産地強化を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第 3 条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第 1 欄に掲げる事業（以下「対象事業」という。）について、次に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

(1) 対象事業を行う市町村

(2) 対象事業のうち農業協同組合等（農業協同組合、任意組織、集落営農法人、市町村農業公社、社会福祉事業を行う法人、市町村が設立した法人（第三セクター））が行う支援事業に対し、補助対象経費（対象事業に要する同表の第 3 欄に掲げる経費をいう。以下同じ。）の額（別表の第 7 欄に定める額を限度とする。仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第 4 欄に定める率を乗じて得た額（ただし、1 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。）以上の間接補助金を交付する市町村

2 本補助金の額は、補助対象経費の額に別表の第 6 欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成 2 3 年鳥取県条例第 6 8 号）の趣旨を踏まえ、対象事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならないものとし、補助対象経費が工事請負費及び委託費の場合は、県内事業者が施工及び実施したものに限り補助対象とする。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

4 本補助金を交付する支援事業は、農業分野（特用林産物を含む。）及び耕畜連携に関するものとするが、不動産（土地及び建築物）の購入及び土地基盤の整備に関するものは対象としない。

5 また、補助事業の実施に当たっては、別表 1 の第 9 欄に定める要件を満たさなければならない。

(交付申請の時期等)

第 4 条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第 5 条の申請書に添付すべき同条第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、様式第 1 号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、事業実施主体が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が 5 パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第

2 条第 7 項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第 2 項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第 5 条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から 30 日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第 2 号によるものとする。

3 知事は、前条第 3 項の規定による申請を受けたときは、第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（間接交付の条件）

第 6 条 本補助金の交付を受ける市町村（以下「補助事業者」という。）は、第 3 条第 1 項第 2 号に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第 1 2 条（第 4 項を除く。）、第 1 3 条、第 1 4 条、第 1 6 条第 2 項後段、第 1 7 条、第 2 5 条及び第 2 6 条	補助事業者等	間接補助事業者等
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第 2 号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第 3 号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

（承認を要しない変更等）

第 7 条 規則第 1 2 条第 1 項の知事が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

（1）間接補助金の交付を受けない対象事業に係る別表の第 8 欄に定める変更

（2）間接補助金の減額

2 第 5 条第 1 項の規定は、変更等の承認について準用する。

（間接的な変更等の承認）

第 8 条 補助事業者は、第 6 条の規定により付した規則第 1 2 条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第 2 号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第 5 条第 1 項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第 1 項に規定する条件に基づき、規則第 1 2 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。

（1）間接補助事業に係る別表の第 8 欄に定める変更

（2）間接補助事業の中止及び廃止

(指示等の報告)

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号の場合にあっては、対象事業の完了の日から30日を経過する日又は補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日

(2) 規則第17条第1項第2号の場合にあっては、対象事業の中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(3) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、対象事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、事業実施主体が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であって、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合においては、確定次第速やかに、様式第3号により知事に報告を行うこととする。なお、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払)

第11条 補助事業者は、間接補助事業に係る本補助金の支払を受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(財産の処分制限)

第12条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めがない財産については、知事が別に定める期間）とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(間接的な財産処分の承認)

第13条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、前条第1項に定める期間より短い期間を定めてはならない。

- 4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、前条第2項各号に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

(収益納付)

第14条 補助事業者は、交付事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から10日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、知事はその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなくてはならない。

(提出先)

第15条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、所轄の地方事務所（東部農林事務所（八頭郡内に係るものの場合にあっては、東部農林事務所八頭事務所）、中部総合事務所、西部総合事務所（日野郡内に係るものの場合にあっては、西部総合事務所日野振興センター所長とする。））を経由して農林水産政策課へ提出しなければならない。

(雑則)

第16条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月22日から施行し、令和6年度事業から適用する。

なお、ともに目指す！産地強化支援事業実施要領（令和6年3月22日付第202400001326号鳥取県農林水産部長通知。以下、「新要領」という。）に基づき認定されたプランについては、本要綱別表第1欄（1）産地強化支援事業を適用し、がんばる地域プラン事業実施要領（平成24年3月29日付第201100200469号鳥取県農林水産部長通知）に基づき認定されたプランについては、本要綱別表第1欄（2）地域プラン支援事業を適用するものとする。

ただし、プラン期間中に、新要領13に基づき制度移行した場合は、別表第1欄（1）産地強化支援事業を適用するものとする。

附 則

この改正は、令和8年10月7日から施行する。

別表（第3条、8条関係）

1 対象事業	2 事業実施主体	3 補助対象経費	4 間接補助率	5 間接交付主体	6 補助率	7 事業費上限額	8 重要な変更	9 その他
(1) 産地強化支援事業 ①推進事業（ソフト） ②整備事業（ハード） ③地域未来戦略事業（ソフト、ハード）	市町村	市町村が策定したプランの実現に向けた推進事業、整備事業に係る経費	—	—	推進事業1／2 整備事業1／3 地域未来戦略事業2／3	プラン期間総額：1億円 ※ただし、「産地プロジェクト」に係るプランについては1.2億円、「 <u>地域未来戦略事業</u> 」を含むプランについては1.5億円とする。	本補助金の増額	パイプハウス等の農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく園芸施設共済の加入対象となる施設を導入した者は、園芸施設共済、又は民間の建物共済や損害補償保険等（天災に対する補償を必須とする。）に加入するものとする。
	農業協同組合、任意組織、集落営農法人、市町村農業公社、社会福祉事業を行う法人、市町村が設立した法人（第三セクター）		推進事業2／3 整備事業1／2 地域未来戦略事業5／6	市町村			間接補助金の増額	
(2) 地域プラン支援事業 [旧制度の継続事業] ①推進事業 ②整備事業	市町村		—	—		プラン期間総額：1億円	本補助金の増額	
	農業協同組合、任意組織、集落営農法人、市町村農業公社、社会福祉事業を行う法人、市町村が設立した法人（第三セクター）		推進事業2／3（ソフト） 整備事業1／2（ハード）	市町村			間接補助金の増額	

※「産地プロジェクト」とは、農業生産1千億円達成プランにおいて、プラン推進方策の1つとして位置付けているもので、主要品目の産地ごとにJA、市町村、県等の関係機関で連携して「産地プロジェクト課題」に重点的に取り組むもの。

「産地プロジェクト」に係るプランとは、ともに目指す！産地強化支援事業実施要領の2プランの原則（8）を満たし認定されたプランのことをいう。

「地域未来戦略事業」は、「地域産業成長プラン」として内閣府により公表され、国の地域未来交付金を活用した事業をいう。